



UNEP
FINANCE
INITIATIVE

+ IMPACT

モデル・フレームワーク:

資金用途を限定しない事業会社向けの投融資(仮訳)

包括的なインパクト分析のためのツール

ポジティブ・インパクト金融 実施ガイド

Consultation Version – November 2018

PI モデルフレームワーク

ポジティブ・インパクト金融原則（以下「PI」原則）によれば、金融機関（FI）が金融商品およびサービスをその原則の定義に沿って提供するために必要な全体的影響分析および管理を実施するためには、適切なフレームワークが必要である。

PIモデルフレームワークは、PI原則を解釈し、実践するためのツールである。これらは以下に示すような実務家向けに、PIイニシアティブによって開発されされたものである。

- PIの金融商品を提供しようとする金融機関または仲介者（以下、商品の組成者・設計者）。PIモデルフレームワークは、適切なフレームワークを開発したり、既存のフレームワークを適応させることで、さまざまな目的に対応することができる。意思決定（例えば、投融資に関して）、PI金融商品の開発、ポートフォリオの継続的な分析およびモニタリングのため
- 金融商品におけるPIの特性を検証し意見が求められる、監査、アナリスト、第三者機関やステークホルダーのため

モデルは絶対的なものではない。これらは、試行錯誤を繰り返し、時間をかけて継続的に改良・更新されるライブツールとして設計されている。

このモデルフレームワークは、調達資金や保証が事業会社の裁量で使用され資金用途を限定しない事業向けの金融商品を対象とした枠組みである。例えば：

- 資金用途を限定しない一般事業目的（GCP）の融資／当座貸越
- 資金用途を限定しない一般事業目的（GCP）の社債
- 株式（発行市場及び流通市場）
- 企業のオフバランス化手法（特定資産に関係のない保証など）

金融機関は、このモデルを指針として、独自の枠組みを作成し、PIイニシアティブ事務局に対して、直面する実践的な課題に関するフィードバックを提供することが求められる。positiveimpact@unepfi.orgまでご意見をお寄せください。

調和のとれた枠組みとインパクトに関する共通の理解のもと、PIイニシアティブは、事業会社や投資家が持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献し、インパクト・ベースの経済の出現を加速させられるよう、金融商品の組成者・設計者として影響力を十分に発揮することで、よりインパクトのある金融商品が多く提供されるよう市場慣行を促すことを望んでいる。¹

このフレームワークは、欧州委員会の多大な支援を得て、「ポジティブ・インパクト・イニシアティブ」によって作成された。

1. Rethinking Impact to Finance the SDGs, UNEP FI, 2018. (<http://www.unepfi.org/positive-impact/positive-impact/>)

A. 包括的なインパクト分析の実践

包括的なインパクト分析とは、金融商品とその資金提供する活動との関連を包括的に捉え、持続可能な開発(社会、環境、経済)の3つの側面を横断して、プラスとマイナスの両方のインパクトを理解することを意味する。

事業活動を通じたポジティブ・インパクトの創出を評価する際の指針として使用することが、この「資金用途を限定しない事業会社向けの金融商品モデルフレームワーク」の目的である。金融商品からの資金の使用用途は特定されておらず、特定の事業、プロジェクト、あるいは資産に結びついていないため、ポジティブ・インパクトの評価と潜在的可能性の焦点は、事業会社自体に当てられている。

次の3つの明確なステップについて考察する。特定・評価・モニタリング

注: 金融商品の組成者・設計者は、商品の特性や事業会社との全体的な関係によって、事業会社の活動や行動に対して、より強力であるかより弱い影響力を持つことがある。2金融商品の組成者・設計者は、ポジティブ・インパクトを促進するために、自らが持つ影響力を最大限に活用すべきであるという期待がある。

1. 特定

目的

この段階では、詳細な影響評価ではなく、重大なプラスとマイナスの影響を特定するためのハイレベルな検討範囲の絞り込みを行う。すなわち、評価およびモニタリング段階での焦点となる金融商品の「意図されたポジティブ・インパクト」がどのようなポジティブ・インパクトになるかを決定する。

影響を特定する範囲は事業会社レベルであり³、金融商品の組成あるいは設定前(事業会社と組成者・設計者との間に継続的または反復的な関係が存在する可能性があるため)、または遅くとも設定時に、影響を特定することになる。

2. 実例: 事業会社の活動や資金源に対する組成者・設計者の財政的貢献が有意義で、およびまたは、金融商品の恩恵を受けている事業会社が代替となるパートナーを見つけにくい場合、組成者・設計者が大きな影響力を持つことになる(例えば、組成者・設計者が単独で貸出を行っている場合や事業会社にとって他の資金調達手段がないような場合)。これとは対照的に、事業会社の活動や資金源に対する組成者・設計者の財政的貢献が、事業会社の意思決定に実質的な影響を与えるほど大きくない場合、組成者・設計者は小さな影響力しか持たない(例えば、流動性の高い市場におけるシンジケート団の一部として、事業会社に資金用途を限定しない事業融資を行うような場合)。あるいは、商品の組成者・設計者が、事業会社が発行する証券をポートフォリオの中で選択するか否か以外では、事業会社への影響力を行使する選択肢がされるような場合(例えば、社債あるいは株式市場において運用会社やアセットオーナーの保有がわずかである、あるいはインデックスを通じて間接的な影響力しかもたない、あるいは株主議決権の行使が限られているような場合)。
3. 金融商品が提供される先、評価が行われる先として正確な法人(グループ、子会社など)が明示されていなければならない。



アプローチとツールの提案

・事業会社の活動から生じるプラスの影響やマイナスの影響を事前に把握するための方策としては、以下のようなものがある。

事業所・事業国に関連する重要な持続可能性の課題、事業会社の活動がこれらに貢献しているかどうかを含め、事業会社のセクターと活動のタイプを考慮する。

・関連する市場慣行と基準(例:国連グローバル・コンパクト原則、4 IFCパフォーマンス基準⁵;5 世界銀行グループ環境・衛生・安全ガイドライン⁶;6 OECD 多国籍企業のためのガイドライン、7の地域の業界団体によるイニシアティブとその基準など)の検討および、事業会社がこれらを遵守しているかどうか。

・事業会社のCSR報告書、統合報告書、その他の公共情報において公に表明されている、プラスの影響を生みだし、または/または、マイナスの影響を管理するという戦略的意図やコミットメントを検討する。

・グリーンボンド原則⁸やグリーンローン原則⁹などのグローバルなイニシアティブや、国レベル¹⁰での分類法を用いて、ポジティブな影響を生み出すセクターや活動、または地理的な場所(例、低・中所得国)や経済主体のタイプ(例、中小企業)を経験的認識により特定する。

・もしも組成者・設計者側に除外リストがあればそれも考慮に入れる。

・持続可能な方法で行わなければ重大なマイナス影響を引き起こしうる活動への関与を考慮する。¹¹

・事業会社の活動に関連する潜在的なマイナス影響について、および/または、広報の意図とその実際の行動に明らかな矛盾がないか(例えば、サプライ・チェーンにおける利害関係者、またはその従業員の間での行動など)などを特定するために利用可能な情報を検証する。

上記の戦略を適用するための情報やツールが不足している場合、商品組成者・設計者は、PIインパクト・レーダーのようなインパクト・スコーピング・ツールを用いてインパクトマッピングを行うことができる。¹²これにより、ユーザーは、重大な影響を逃さないように、あらゆる範囲を「ズームアウト」し、その後、意図したプラスの影響を決定するために「ズームイン」することができる。インパクトスコーピング・ツールは、ポジティブ・インパクトのより広範なレビューを提供する上記戦略を補完するためにも用いることができる。

アウトプット

これら、最初の特定期間からの主要なアウトプットは、事業会社の活動から生じる重大なマイナスの影響と同様に、意図した重要なポジティブ・インパクトの一覧である。こうして特定された影響が、次の段階での焦点となる。評価事業会社によっては、特定の段階で不適格になる場合もある(例:ポジティブ・インパクトが特定されておらず、事業会社の活動の1つ以上がある種の除外リスト等に載っている場合など)。

4. <https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>

5. https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Topics_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Sustainability-At-IFC/Policies-Standards/Performance-Standards

6. https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/ehs-guidelines

7. <http://mneguidelines.oecd.org/guidelines/>

8. <https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

9. https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/LMA_Green_Loan_Principles_Booklet-220318.pdf

10. E.g. the Green Funds Scheme in the Netherlands (https://www.rvo.nl/sites/default/files/bijlagen/SEN040%20DOW%20A4%20Greenfunds_tcm24-119449.pdf), the French Energy and Ecological Transition for Climate Label (<https://www.novethic.com/french-green-public-label.html>), the German FNG Label (<http://www.fng-siegel.org/en/>), and the unified EU classification system of sustainable economic activities (taxonomy under development) (https://ec.europa.eu/info/publications/180524-proposal-sustainable-finance_en#investment)

11. 農業、電力、建設、化学/石油化学、鉱業、金属など影響を受けやすい分野の例

12. その他の影響マッピングツールとしては、サステナビリティ・リーダーシップ・インスティテュート(CISL)のSDG Wheelがある。<https://www.cisl.cam.ac.uk/business-action/sustainable-finance/investment-leaders-group/images/sdgwheel.jpg/view>

2. 評価

目的

評価の段階では、商品組成・設計者は、前の段階で特定された重大なプラス及びマイナスの影響を「ズームイン」することが可能となり、従って、この段階では以下を決定することになる。

- 定期的な評価と報告(モニタリング段階)を可能にするため、ポジティブ・インパクトを意図した指標。
- マイナス影響に対処するための適切な行動

アプローチとツールの提案

有為なポジティブ・インパクトを評価するための戦略

事業会社の活動から生じるものには、以下のようなものがある。

・ 分類法を参照すること - これは、ポジティブ・インパクトが分類法との対応に基づいて想定されることを意味し、影響は推定も測定は行わない。

実例特定の分類に該当する事業会社の活動の重要性を判断するために、商品組成・設計者は、分類法に該当する事業会社の収入(または総資産やEBITDA)13の割合を把握し、事業会社がPI不適格となる基準を設ける。あるいは、収入の50%以上が特定の分類に該当する活動と結びついている場合にのみ、事業会社をPI適格として認定するという方法もある。その他、事業会社の分類が複数の分野にわたる場合は、さらなる基準を加える必要がある。例えば、影響を受けやすい活動(上記参照)については、それらの活動から得られる収益が事業会社全体の収益の30%未満であるといった条件を加えるなど。

商品組成・設計者はまた、対象となる地域内における当該事業会社の業界内における同業他社と比較した場合の立場を理解し、すなわち当該事業会社が先進的であるのか否かを見極める。

商品組成・設計者は、採用した分類や基準について透明性を持ち、その選択について妥当な根拠を提示しなければならない。特に、事業会社の戦略的意図や中長期的な方向性を把握することが大切である。例えば、現状では基準を満たしていないが明確な移行戦略を持っている事業会社(たとえば、合理的な期間内に事業のミックスを変革するという目的が明示されているなど)については、「PIが目指す方向性と一致」しているため、PI適格とみなすことができる。

・ 実証的なデータを用いれば、インパクトの推定は、事業会社の既存の業務に関するデータから導き出されることになる。

実例例えば、既存の業務から収集したデータや、その影響マテリアリティ・マトリックスや既存の活動の環境的・社会的影響評価(いずれも利用可能な場合)、あるいは他の関連するデータ収集メカニズムを用いて、その活動に関連する影響を推定する。そうして収集されたデータは、目標、アクションプラン、または「主要なパフォーマンス指標(KPI)」を作成するために使用することができ、結果的には、商品組成・設計者側のレフェレンス・ポイントとして使用することができるようになる。すなわち、それにより、事業会社がその目標を達成し、あるベースラインを超えているかどうかの評価ができるようになる。以上のように、数値のみならず、事業会社の戦略的意図と活動状況が重要である。例えば、事業会社は目標は達成しているもの、それが同業他社や適用可能な政策や規制に対しては比較的低いレベルで設定している可能性もある。

13. 企業の財務パフォーマンスの指標として用いられる税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益



・予測モデルを用いることは、予測・統計モデルから影響が推定されることを意味する。

実例事業会社によっては予測モデル(上記のような実証データセットとは対照的に)を用いて、インパクト・ターゲット、アクションプラン、KPIを設定しているところもある。その一例としては、IEA(国際エネルギー機関)2度シナリオを産業と国に適用した事業会社が挙げられる。14このモデルに基づいたKPIと目標は、モニタリング目的のために商品組成・設計者が直接利用することができる。

利用可能な情報や商品組成・設計者のポジションによっては、全てのアプローチが適切かつ適用できるとは限らない場合もあれば、複数のアプローチの組み合わせや全てのアプローチが適切かつ適用できる場合もある。

商品組成・設計者は、事業会社がPIIに沿ったビジネス・ミックスに移行することを支援するために、信頼性が高く、フォワードルッキングなアプローチとツールを設計することを目指すべきである。すなわち、事業会社の現在と予想される活動の両方における貢献を分析することである。

重要性評価のための戦略

事業会社の活動がもたらすマイナス影響

影響を特定する段階で得られた情報にもとづき、各商品組成・設計者は、事業会社のマイナス影響を評価するために、どのような種類の調査が必要であるかを定める。

例えば、OECD加盟国に地理的に位置し、議論を引き起こすような事項もなく、影響を受けやすい活動(上記の定義を参照)にも属さないような事業会社は、さらなる分析を必要としないと想定される。活動のすべてまたは一部が非OECD諸国であり、影響を受けやすい活動として特定された場合、マイナスの影響に対する評価、軽減措置および事業会社による継続的な管理についての具体的な証左が求められる。

以下は、事業会社がマイナスの影響を適切に管理していることを示す事例である。

・当該活動がどこに影響を及ぼすか、または、マイナスの影響を及ぼす可能性があるかを特定するために、インパクトを特定できるシステムを整備している(例:インパクトマトリックス)。

・マイナス影響を継続的に特定し、緩和し、モニタリングするリスク管理システムがある。

・マイナス影響を管理するための目標やアクションプランが、対象となる地理的範囲にある同業他社のそれらと比較して同水準であるか、それ以上である。

・関連する市場慣行と基準(例えば、国家の法律と政策、産業ガイドライン、IFCパフォーマンス基準;15世界銀行グループ環境・衛生・安全ガイドライン;15のOECD多国籍企業ガイドライン;16など)との整合性を示している。

特に、インパクト・マネジメント・プロジェクト18、国連グローバル・コンパクト19、GRI(Global Reporting Initiative)などにより、事業会社のインパクト・ターゲットやモニタリングの評価方法に関するさらなるガイダンスが提供されている。20

14. IEAの予測モデルと参考表<https://www.iea.org/statistics/?country=WORLD &year=2016 &category=Key%20indicators & indicator=TPESbySource & mode=chart & categoryBrowse=false & dataTable=BALANCES & showDataTable=false>

15. https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Topics_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Sustainability-At-IFC/Policies-Standards/Performance-Standards

16. https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/のサステナビリティ-at-ifc/policy-standards/ehs-guideline

17. <http://mneguidelines.oecd.org/guidelines/>

18. <https://impactmanagementproject.com/impact-management/how-enterprises-manage-impact/> and <https://impactmanagementproject.com/impact-management/what-is-impact/what/>

19. SDG Bonds and corporate finance, UNGC, 2018:<https://www.unglobalcompact.org/library/5639>

20. 影響の測定ビジネスが持続可能な開発目標を加速する方法
https://www.globalreporting.org/resourcelibrary/Measuring%20Impact_BCtA_GRI.pdf

アウトプット

評価の最終段階として、商品組成・設計者は、最初に特定されたインパクトの関連性を確認し、意図されたポジティブ・インパクトの特性と範囲を定め、該当があればどの程度の負のインパクトが軽減されるかを決定しなければならない。最後に、モニタリングするインパクト指標を特定しなければならない(以下、インパクト指標)。

実際のインパクトに関する指標が必ずしも利用できるとは限らない。したがって、これらのインパクトの具現化に関する要素、すなわち、効果や成果など利用可能な最善の「代理指標」を用いた測定方法が確立されるべきである。例えば、電気事業者は、温室効果ガス(GHG)の排出について定期的に報告することはできないかもしれないが、発電の種類ごとに生産される電力の割合(石炭火力、ガス火力、再生可能エネルギーなど)については提供できるかもしれない。電力生産は事業者としての生産物であるが、気候変動緩和においてインパクトのある自然エネルギーによるGHG排出量の削減が意図する成果である。電力供給者の一部またはすべての活動がエネルギーへのアクセスが低い地域に拠点を置いている場合、その活動のもう一つの意図されるインパクトとしては、サービスを受けていない人々の電力へのアクセスを可能にすることで生活環境を改善する効果があるという点である。後者の2点のデータは入手できない可能性があるため、場合によってはインパクト指標としてはアウトプット・データを利用するしかない場合もある。

商品組成・設計者は、利用された測定基準について透明性を持たなければならない、実際のインパクト測定値であるのか代理指標による推定値であるのかステークホルダーに明らかにすべきである。

これらすべての評価が完了した時点で、事業者、あるいは事業者にとっての金融商品は、PIとしての適格性が認められることになる。

3. モニタリング

目的

モニタリングの目的は、金融商品の開始時に事業者がPIとして認定するために設定された基準が引き続き満たされるようにすることである。

モニタリングフェーズは、金融商品の生涯を通じて継続されると予想され、場合によっては、改善プログラムや撤退戦略に情報を提供することができる。商品組成・設計者の裁量は、金融商品の存続期間を超えて、あるいは商品組成・設計者の終了を超えても、商品組成・設計者の関係管理の一環として、商品組成・設計者の裁量でモニタリングを続けることができる。

モニタリング・ツールは、以下を評価することを可能にすべきである。

- 事業者の活動(例えば、分類学の使用の場合、コーポレートのミックスの活動は、アセスメントの段階で商品組成・設計者によって定義された基準を満たし続けている)から、意図されたプラスの影響が引き続き生じること。
- この重大なマイナスの影響は、引き続き適切に回避・軽減されている。適用されるツールやアプローチは、事業者の協力のレベル、商品組成・設計者の立場、利用可能なデータのレベルによって決まる。



アプローチとツール

商品組成・設計者の役割は、開示情報を参照することに加えて、事業会社によるモニタリングと報告を可能な限り奨励し、可能な場合には他の利用可能な情報と契約交渉を利用することである。

- ・事業会社がインパクトの特定/評価プロセスに積極的に参加する場合、最善の努力により、いくつかの指標や契約を金融商品の法的文書(例えば、リボルビング・クレジット・ファシリティでは、マーキング・グリッドは、対象となるポジティブ・インパクトに関連する合意されたインパクト指標を参照することができるなど)に反映されるべきである。

- ・影響評価のプロセスに積極的に参加しない場合や、指標や契約の主導権が商品組成・設計者側にある場合には、後者は事業会社の提供する情報と第三者機関によるレビューにのみ頼ることになる。

いずれにせよ、金融商品および/または継続的に、事業会社と協働する場合、商品組成・設計者はそのポジションを以下のように使用すべきである。

- ・定期的に(例えば年次または2年ごとの評価、金融商品の期間に従って)、また、例外的な出来事(例、事業会社自体またはそのセクター全体に関連する重大な問題または論争、ビジネスモデルの変化、取得/減少等)が発生した場合には、事業会社のプラス及びマイナス影響に関する情報を入手または更新する。

- ・インパクトに関する情報開示を促す。しかし、この情報はまた、商品組成・設計者(この場合、事業会社レベルや商品組成・設計者レベルでの第三者機関によるレビューは、当該枠組みの信頼性と実行を確認するために強く推奨される)に対しても、限定的に公開することができる

アウトプット

モニタリングの段階においては、商品組成・設計者は、金融商品が引き続きPIとして適格性を有することを確認するものとする。

B. 第三者機関の関与について

資金用途を限定せず事業会社に提供する金融商品に関しては、第三者機関による評価（例：セカンドオピニオン、検証、モニタリングなど）は外部の会計監査機関または格付機関によって提供され、事業会社または商品組成・設計者レベルで実施することができる。

第三者機関は、事業会社がある影響を管理するために用いる枠組み、すなわち、社内の政策や外部の基準や規範を遵守するためのインパクト指標を評価することができる。また、フレームワークの活用状況やインパクト指標の精度を評価することもできる。

第三者機関はまた、商品組成・設計者を評価し、PIの枠組みを適切に利用して金融商品を設定し、商品化したかどうかを確認することもできる。

いずれもPI遵守のための要件ではないが、以下のC項で説明するように、PI原則の下で透明性の要件を満たす上で、第三者機関の関与が重要な役割を果たす。

C. 透明性

商品組成・設計者は、できるだけ多くの情報を公開し、その立場をいかして事業会社にもできるだけ多くの情報を社会に公開することを奨励することが望ましい。これには、例えば、目論見書、商品組成・設計者のウェブサイト、サステナビリティ／統合報告などの情報開示、および/またはオンラインでのデータ共有プラットフォームなどユーザを限定したシステムを通じても可能である。

守秘義務の観点で完全な開示ができない場合、PIの適格性に追加的な信頼性を与えるものとして第三者機関の意見が強く推奨される。

透明性の向上は、PIの実務家と事業会社が、ある状況でベースラインや基準値を設定する際に、ベストプラクティスに向けて漸進的に収束していくことに役立つと考えられる。

D. 追加的な考慮事項

持続可能な開発目標(SDG)の設定

多くの事業会社とそのステークホルダーは、17のSDGsを活用して、持続可能な開発への自らの積極的な貢献について広報を行っている。PI原則の焦点は、特にインパクトに焦点を当てているが、そのようなインパクトが貢献している特定のSDGsに言及することを、商品組成・設計者が考慮することは、SDGsに焦点を当てているまたは使用している他の主体との関係性構築のためにも有用である。

インパクトの特性

繰り返し質問されることの一つとして、資金提供を目的とした金融商品の原資産によってもたらされる影響に対して、どのように金融商品の相対的寄与を数量化すべきかということがある。

様々な方法があるが、実例としては、

- 事業またはプロジェクトで使用されている資金の総額の特定(株式および債務)と、(i)金融商品によってもたらされた名目金額と(ii)使用された資金総額。
- 「標準化されたデータ」の利用例えば、発電所への投資によって回避されたCO₂:1MWあたりの回避されたCO₂排出量を予測するための欧州投資銀行の方法論と国際エネルギー機関によるMWあたりの米ドルベースのコストの標準値の2つにより、1米ドルあたりの投資による回避されたCO₂排出量の予測値を提供する。

商品組成・設計者は金融商品の特性について言及する際、商品の設定す時において利用可能な情報をもとに信憑性があると考えられる最も適切な方法論を用い、その方法論について透明性を示さなければならない。

追加性に関する立証について

追加性は様々な方法で定義できるが、標準的な定義はまだない。したがって、追加性を主張する場合には、参照した定義を明確にする必要がある。

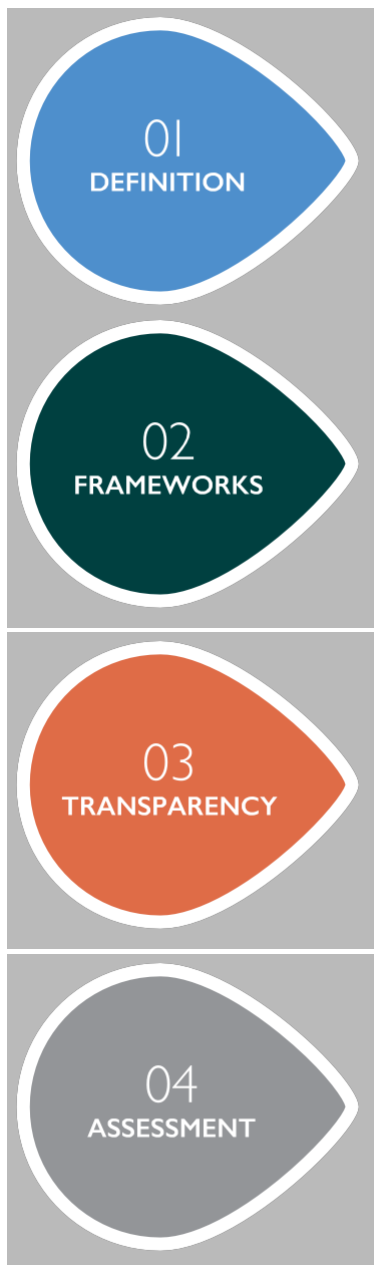
どのような定義であれ、追加性を定量化するには、投資前に特定の場所における特定の投資に関連するベースライン数値を明確に理解する必要がある。商品組成・設計者は、採用したベースラインとその根拠を明確にし、そのベースラインに対して予想される追加性を説明することが不可欠である。

重要なことは、事業会社が追加性を追求すればするほど、インパクト重視のビジネス・モデルに切り替える準備ができているということである。²¹

ただし、SDGマッピング、インパクト特性、追加性の立証は、PI遵守のための要求事項ではない。

21. インパクト・ベースのビジネスモデルについては、「SDGs実現にむけた金融のためのインパクト再考」(UNEP FI, 2018)をご参照ください。
<http://www.unepfi.org/positive-impact/>

ポジティブ・インパクト金融原則



原則1:定義

ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。それは、持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらすことを意味する。持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題 に対する直接的な対応策の一つとなる。

原則2:枠組み

ポジティブ・インパクト金融を実行するには、事業主体（銀行、投資家など）が、それらの事業活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である

原則3:透明性

ポジティブ・インパクト金融を提供する主体（銀行、投資家など）は透明性の確保と情報開示が求められる。

ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて（原則1に関連）

適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則2に関連）、資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて（原則4に関連）

原則4:評価

事業主体（銀行、投資家など）が提供するポジティブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。





国連環境-金融イニシアティブは、1992年の地球サミットを契機に設立された国連環境計画と世界各国の金融セクターのパートナーシップであり、持続可能な金融を促進するためのミッションを担う。銀行、保険会社、投資家など、200を超える金融機関は、国連環境計画と協力して、今日の環境、社会、ガバナンスの課題、資金調達がなぜ重要なのか、そしてそれらの課題に積極的に取り組む方法についての理解を深めることを目的とする。

www.unepfi.org



UNEP FIの「ポジティブ・インパクト・イニシアティブ」では、持続可能な開発のための資金ギャップと持続可能な開発目標(SDGs)の解決策を模索している。このイニシアティブは、金融業界を、その意思決定においてインパクト分析が徹底的に深化するようそうした移行を支援するのに役立つ。インパクトについての理解の向上は、結果的に、よりインパクトのあるビジネスモデルや投資を促進することになる。ポジティブ・インパクト金融原則に基づいて、銀行および投資家および様々なステークホルダーは、幅広い金融商品にわたる全体的影響分析の指針およびツールを開発するために、既存のインパクト・フレームワークを構築している。このイニシアティブはまた、インパクトに基づくビジネスモデルを開発するため、民間セクターの取り組みを促すことにつながるインパクトベースの公募入札を探求するために、公共セクターとも協働している。このイニシアティブは、UNEP FIメンバーの中核グループと、官民の広範な関係者により構成されている。

我々は、すべてのステークホルダーに対し、UNEP FIのポジティブ・インパクト・イニシアティブに参加し、ベスト・プラクティスと協働し、有意なインパクトを生むエコシステムの構築を支援することを求める。詳しくは:

www.unepfi.org/positive-impact/positive-

[impact/Follow #positiveimpactnews](#)

positiveimpact@unepfi.org